

令和7年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始 期日等について

第1 就職の推薦・選考開始の期日等について

- 1 推薦開始の期日は、9月5日（文書の到着日）以降とすること。
- 2 選考開始の期日は、9月16日以降とすること。
- 3 就業開始の時期は、卒業後とすること。
- 4 求人は、管轄の公共職業安定所に求人申込書【高卒】を提出して選考期日、求人内容等について適正であることの確認印を受けた求人票によって学校に申し込むこと。

第2 文書募集開始時期等について

- 1 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- 2 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を記載すること。
- 3 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

第3 11月1日以降の複数応募・推薦の実施について

- 1 11月1日以降の複数応募・推薦の実施について
9月16日の選考開始から10月末日までは一人一社制を従来どおり維持するが、試験日が11月1日以降の事業所等については、複数応募・推薦を可能とする。
- 2 学校及び事業所等の対応
 - (1) 学校
 - ① 生徒の希望を優先して応募させることを原則とする。
 - ② 試験日が10月末日までの事業所等については、従来どおり一人一社の応募とし、試験日が11月1日以降の事業所等については、複数応募を可能とする。複数応募する際の事業所数は、特に限定しない。
 - ③ 10月末日までに事業所等を受験し、採用内定通知を受けた生徒は、以後、他事業所等の採用試験に応募することはできない。
 - ④ 10月末日までに事業所等を受験した生徒は、結果が判明するまで他事業所等の採用試験に応募することはできない。
 - ⑤ 複数応募を否とした事業所等から内定通知を受けた生徒は、11月1日以降においても他事業所等への応募はできない。
 - ⑥ 複数応募による内定通知を受けた生徒は、2週間以内に「就職確約書」又は「内定辞退届」を提出する。「就職確約書」を提出した生徒は、以後、他事業所等への応募はできない。
 - (2) 事業所等
 - ① 事業所等は、求人申込書【高卒】を公共職業安定所に提出する際、11月1日以降の応募について、複数応募の可否を明記する。

- ② 11月1日以降、「複数応募可」で採用試験を実施した場合、試験日から2週間以内に「合否」の通知を文書で学校に通知する。
- ③ 「内定辞退届」を受理した場合、この「内定辞退届」以外の提出等は求めない。

第4 進路保障の推進と統一応募書類について

- 1 求人に当たっては、全日制高校・定時制高校・通信制高校あるいは公立高校・私立高校等であること、また、特別支援学校の高等部に在籍する生徒で障害のあること等により、生徒の就職の機会が阻害されることのないよう十分留意すること。
- 2 「男女雇用機会均等法」の趣旨を踏まえて、男女に均等な雇用の機会が与えられるよう十分留意すること。
- 3 採用決定前に学校及び応募生徒に対して、学校の提出する統一応募書類以外の書類の提出を求めないこと。ただし、選考上特に必要な健康診断書はこの限りでない。
なお、戸籍謄（抄）本又は住民票謄（抄）本については、応募書類として提出を求めないこと。
また、生徒の採用決定後といえども、原則として、提出を求めることは適当でない。
- 4 統一応募書類は、高等学校における就職事務の適正化と簡素化を図るとともに、採用のための選考に対しての不合理な差別の排除を意図しているものであり、事業所においては、学校から提出する統一応募書類による資料と、事業所が実施するテストや面接等の資料とを合わせて、生徒の適性と能力に基づいた基準により公正に評価して選考すること。
- 5 採用選考に当たり、本人の適性と能力に直接関係がないと考えられることがらについて、試問したり、記入を求めたり、調査したりしないこと。
 - (1) 本人の本籍、家族の職業、家族構成、本人と家族との続柄及び家庭の資産等について試問したり、記入を求めたりすることは、本人の適正と能力に直接関係がなく、公正な選考を阻害するおそれがあるので適当でない。
 - (2) 思想、生活信条、尊敬する人物、宗教等について試問したり、記入を求めたりすることは、人間形成の途上にある生徒に偏見を強いるなど教育上好ましくない影響をもたらし、また憲法の保障する思想・信教の自由を侵害するおそれがあるので適当でない。
 - (3) 学力検査において、例えば、「私の生いたち」、「私の家族」、「私の信条」等生活環境や思想・信条にかかわる課題の作文を課すことは、上記(1)及び(2)の理由により適当でない。
 - (4) 家庭調査を行うことは、実質的に、家族の職業、家庭の資産、家族や本人の信条等を調査することになり、これは本人の能力・適性等と直接関係がないので適当でない。
- 6 高等学校等新規卒業者の採用の取消し及び就業時期の繰下げは、これから職業生活の第一歩を踏みだそうとする生徒に衝撃と失望を与えるので、このようなことのないよう十分留意すること。
- 7 高等学校等新規卒業者の入社に際し身元保証書の提出を求める場合、保証人の職業、役職名及び資産に条件をつけるのは適当でないこと。

令和6年3月25日

岡山県高等学校就職問題検討会議